平成２８年（フ）第１１０号
愛媛県四国中央市土居町野田甲245番地、前住所高知県土佐清水市中浜105番地１
債務者　鈴木　孝弘
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１６０号
大分市東津留１丁目３番37号
債務者　和田　明子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４２号
鹿児島県鹿児島市花尾町3481番地
債務者　末吉　三郎
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２号
北海道久遠郡せたな町大成区久遠311番地35
債務者　油谷　祐太
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１２２号
福島県郡山市富久山町福原字陣場214番地の５
債務者　阿部　幸恵
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
福島県郡山市富久山町福原字陣場214番地の５
債務者　阿部　裕一（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
福井県越前市国高３丁目第15号７番地の２
債務者　砂畑　孝次
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
福井県南条郡南越前町今庄第89号４番地　大鶴目住宅１号棟203、旧住所福井県南条郡南越前町今庄第115号35番地
債務者　野村　安和
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
長野県飯田市座光寺888番地１（市営住宅51―88号）
債務者　福本恵美子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２２１号
佐賀市南佐賀３丁目８番19号　ヴェルドミール南佐賀Ｃ棟202号
債務者　山辺　直次
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
佐賀市本庄町大字本庄1038番地　128
債務者　木龍千恵美
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
熊本市中央区帯山６丁目２番60号　吉田ハイツ106号
債務者　田上　　智
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９９号
松江市島根町多古（沖泊）澤田方借家、住民票上の住所松江市島根町多古1291番地
債務者　野田　達男
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０３号
松江市殿町261番地10コーポリリアス101号室、前住所松江市西川津町635番地２　スリーポインツ201号室
債務者　安部トミ子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０３号
神奈川県川崎市高津区下作延７丁目６番10―203号　ファミールＭＯ
債務者　東方　直子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３７号
名古屋市西区八筋町285番地の１　レジデンス八筋802号
債務者　立花　　妙
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７号
北海道小樽市最上２丁目９番939号　最上Ａ住宅
債務者　松井　良孝
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部